

茨城県屋外広告物条例関係質疑応答集

(第6版)

令和7年3月改訂

茨城県土木部都市局

都 市 計 画 課

※ この質疑応答集は、過去の判断例を参考に掲載したものです。

実際の屋外広告物の態様は千差万別であり、必ずしも本質疑応答集のとおり判断されるものではありません。

許可にあたっては許可権者が個別に判断を行いますので、申請前に許可権者である各市町村へご相談ください。

※ 水戸市、土浦市、つくば市及び守谷市の区域内については、各市の屋外広告物条例が適用されますので、判断基準が茨城県屋外広告物条例と異なる場合があります。

目 次

1 屋外広告物の定義について (P1 ～ P6)

問 1-1 屋外広告物とは何か。

問 1-2 「常時又は一定の期間継続して」表示されるとはどういうことか。

問 1-3 一日のうち数時間のみ表示される広告物はどのように取扱うか。

問 1-4 「公衆に表示されるもの」とはどういうことか。

問 1-5 店舗等の建築物の外壁や塀に描かれた絵画は屋外広告物に該当するか。

問 1-6 銅像、神仏像、記念碑は屋外広告物に該当するか。

問 1-7 建築物の屋上に像を設置する場合、この像は屋外広告物に該当するか。

問 1-8 建築物の側面等に設置される電光ニュース板は、一般商業広告（宣伝）を全く行わないものであっても屋外広告物に該当するか。

問 1-9 個人名や会社名が彫られた石や岩は屋外広告物に該当するか。

問 1-10 音響（放送）による広告屋外広告物に該当するか。

問 1-11 建物のガラス面の内側から外に向けて表示される広告は、屋外広告物に該当するか。

問 1-12 建築物の上屋のある回廊の柱及びガラス壁等に貼り付けした広告は屋外広告物に該当するか。

問 1-13 店舗のドライブスルー周辺に設置された広告は、屋外広告物にあたるか。

問 1-14 ガソリンスタンドの給油機周辺の銘柄等の表示は、屋外広告物にあたるか。

問 1-15 自動販売機は屋外広告物に該当するか。

問 1-16 壁面に文字と縞模様等が表示されている場合、文字部分のみを広告物として取扱ってよいか。

問 1-17 鉄道用地の外側に隣接する土地から、ホーム方向に向けて広告物を立てる場合、裏面に表示しないものとして、屋外広告物に該当するか。

問 1-18 下図のようなデザインの店舗について、屋外広告物とみなすのは①、②のいずれが適当か。

問 1-19 屋内と屋外の判断の基準について

問 1-20 店舗の駐車場利用者向けに「お静かにお願いします」等の看板を設置する場合は、屋外広告物に該当するか。

問 1-21 標識は屋外広告物に該当するか。

2 禁止地域の取扱いについて (P7 ～ P8)

問 2-1 県条例第4条第15号にて公民館の建物及び敷地を禁止地域としていることに関して、地域の自治会や町内会等が設置している、いわゆる「集会所」は、ここである公民館に該当するか。

具体的には、集会所の周囲に張り巡らされた金網フェンスに、「バイク修理します」との張り紙が掲出された事案について、禁止地域違反の構成要件に該当するか。

問 2-2 第 2 種禁止地域の定義の一つである「信号機又は道路標識を中心として半径 10 メートル以内の区域」とは、次のいずれを指すものか。

問 2-3 屋外広告物条例第 4 条第 9 号にいう、道路、鉄道、軌道及び索道から「展望することができ
る地域」とはどのように解釈するか。

問 2-4 許可を受けて野立広告を設置したが、許可時には無かった信号機が、許可を受けた後に当該
野立広告から半径 10 m 以内に設置されてしまった場合、信号機から半径 10 m 以内は禁止地
域となることから、当該広告物はただちに除却する必要があるか。

問 2-5 高速道路のサービスエリア・パーキングエリアは禁止地域に該当するか。

3 禁止物件の取扱いについて (P9)

問 3-1 禁止物件は、概ね公共用地にある公共物を想定し規定されていると思われるが、民有地の
「石垣及びよう壁の類」、「煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク類」、「照明塔」に
ついても、禁止物件となるか。またこれに関連し、いわゆる「ブロック塀」「フェンス」は「石
垣及びよう壁の類」にあたるか。

問 3-2 条例第 5 条に定める禁止物件のうち、第 1 項第 4 号に規定する「道路標識」には、道路法に
基づき道路管理者が設置する案内標識は含まれるか。

4 個別の広告物に対する許可基準の取扱いについて (P10 ~ P17)

問 4-1 建築物の斜めの屋根の中腹を土台として、垂直に建てた看板は、次のいずれの許可基準を適
用するのか。

問 4-2 壁面利用広告について、建築物がコの字の形状等の場合、壁面の捉えかたとしてどのよう
に解釈するのが適当か。

問 4-3 店舗等の入口の底部分に広告物を掲出する場合、区分として、底を壁面として該当させるこ
とは適当か、また、壁面利用として区分した場合、面積制限等は投影面積となるのか、底部分
のみを対象とするのか。

問 4-4 壁面利用広告について、県規則別表第 2 によると、「1 面の壁面につき表示面積の合計が 50
㎡以下で、かつその壁面の面積の 1/5 以下であること」となっているが、許可地域において、
1 壁面に多数の広告主、若しくは 1 人の広告主が、それぞれ適法に自家用広告物として壁面利
用広告物を掲出する場合、広告物 1 つ 1 つごとに上記の規定を反映させるのか。それとも、あ
くまでも 1 壁面における壁面利用広告物全体として制限するのか。

問 4-5 突出広告の許可基準に関して、道路の上空に突き出さず民地内に収まる突出広告の許可にあ
たっては、許可基準にある「地上から下端までの高さ」の規定をどのように適用すべきか。

問 4-6 県規則第 11 条 1 項 3 号で、広告幕の取替えは軽微な変更とされ、変更許可は不要とされてい
るが、これは許可期間（3 月）内で「広告幕」の取替えをする場合と解してよろしいか。

- 問 4-7 下図のような野立広告を設置する場合において、野立広告の許可基準である「1面の表示面積 30 m²以下」解釈は、次のいずれになるか。
- 問 4-8 電車又は自動車に表示する広告物で表示面積が 15 m²以下のものは、許可不要とされているが、この場合の表示面積とは、県規則別表第 2 に規定する「一面の表示面積」と解すべきか、又は車両全体の合計表示総面積と解すべきか。
- 問 4-9 道路に接する民地内に設置した野立広告で、表示部分が道路の上空にせり出す構造となっているものを許可する場合は、次のうちいずれの許可基準を適用すべきか。
- 問 4-10 照明広告とはどのようなものか。
- 問 4-11 屋外広告物の高さはどのように判断するか。
- 問 4-12 野立広告の許可基準のうち「広告物等相互間の距離」は、道路（路線）と平行方向以外の方向についても適用されるか。
- 問 4-13 野立広告の許可基準のうち、「広告物等相互間の距離」について、道路沿線は 50 メートル以上、鉄道沿線は 100 メートル以上の距離を取ることとされているが、県条例に違反して設置されている無許可の野立広告からも同距離を取る必要があるか。
- 問 4-14 ガソリンスタンドの屋根（キャノピー）に広告物を掲出する場合、屋上利用広告と壁面利用広告のいずれの許可基準を適用すべきか。
また、壁面利用広告の許可基準を適用した場合、面積制限の算定の基礎はどのように判断すべきか。
- 問 4-15 建物の壁面や屋根に直接ペンキ等で描写される形で表示される広告物については、屋外広告物の種類と許可基準はどのように考えればよいか。
- 問 4-16 素材は布であるものの、十分な強度を有し、長期間の表示に耐える構造になっている広告物について、許可基準は広告幕か広告板のどちらを適用するか。
- 問 4-17 建築物の屋上に建築物と一体的に設置される広告物について、壁面利用広告と屋上利用広告のどちらで取り扱うべきか。
- 問 4-18 広告板と広告塔の違いは何か。
- 問 4-19 広告物の表示内容のうち、経営者名や運営会社名を変更する場合は、規則第 11 条に定める「軽微な変更」に該当するか。

5 許可手数料等について（P18 ～ P21）

- 問 5-1 屋外広告物の許可手数料について、下図のような広告物（自家広告物・野立広告）は、以下のいずれの方法により手数料を算定することが妥当と考えられるか。
- 問 5-2 独立した工作物（広告塔）について、その工作物の表示面はどのようにとらえるか。
- 問 5-3 下図のような立体的な造形の広告物の表示面積はどのようにとらえるか。
- 問 5-4 壁面利用広告の面積の算定について
- 問 5-5 広告物の変更（改造）申請における手数料について、表示面が縮小される変更改造の場合も許可申請手数料が必要か。

6 適用除外の取扱いについて ①自家広告物 (P22 ～ P28)

問 6-1 自家広告物とは何か。

問 6-2 自己の所有地で未利用の土地に、自己の営業に関わる広告物を掲出する場合は、自家広告物の適用を受けるか。

問 6-3 自家広告物で表示面積が 5 m² (禁止地域) 又は 10 m² (許可地域) の場合は許可不要で表示できるが、既にこれらの範囲内で表示している場所に新たに自家広告物を追加し、追加後の合計がこれらの面積を超えることとなるときは、許可手続が必要と考えられる。ここで許可を行う際に、許可申請及び許可の対象となるのは、新たに追加する広告物のみか、それとも、従来から許可不要で表示し続けていた広告物も含めて許可手続を行うのか。

問 6-4 政治活動に係る屋外広告物について、自家広告物に該当する余地はあるか。

問 6-5 第 2 種禁止地域と第 1 種許可地域とにまたがる敷地にて自家広告物を表示する場合、自家広告物の合計面積の上限についてはどのように判断するのか。

問 6-6 禁止地域と許可地域とにまたがる敷地にて自家広告物を表示する場合において、禁止地域部分及び許可地域部分それぞれにおける表示面積の合計が許可不要の上限を下回るが、両者を合計すると上限を上回るときは、許可手続は必要か。

問 6-7 第一種禁止地域では、建築物の延床面積により設置可能な自家広告物の上限面積が変動するが、建築物が第一種禁止地域と第二種禁止地域 (または許可地域) にまたがって建築されている場合、自家広告物の合計表示面積の上限はどのように適用されるか。

問 6-8 敷地内に複数の建物を設置する施設で、当該敷地が禁止地域又は第 1 種許可地域に該当するものについて、自家広告物の合計表示面積の上限はどのように適用するか。

問 6-9 雑居ビルなど、1 つの建物内に複数のテナントが入居している場合、自家広告物の合計表示面積の上限はどのように適用するか。

問 6-10 店舗等を建設中の施設において、完成予定図や開業後の営業内容等を自家広告物として表示することはできるか。

また、表示できる場合、建設工事のどの時点から表示が可能となるのか。

問 6-11 セルフ式ガソリンスタンドに係る自家広告物において、野立広告等で「セルフ」の文字を表示する場合に、当該文字部分は自家広告物として許可申請及び許可の対象とすべきか。

問 6-12 アパートやマンション、空き家等に「入居者募集中」、「分譲中」等と記載した看板を設置する場合、当該広告物は自家広告物に該当するか。

問 6-13 工事現場等に建設業者等が設置する広告物は、自家広告物とみなしてよいか。

問 6-14 道路や公園の清掃や花壇の管理を行うボランティア団体等が設置する屋外広告物はどのように取り扱うか。

問 6-15 道路沿道の飲食店等が、道路管理者から道路占用許可を得た上で道路上にオープンテラス等を設置する場合に、占用する道路上に設置する屋外広告物はどのように取り扱うか。

問 6-16 EV 充電設備の案内サインはどのように取り扱うか。

7 適用除外の取扱いについて ②その他の広告物 (P29 ～ P32)

問 7-1 公職選挙法に基づく選挙運動のために表示する広告物は、禁止地域、禁止物件及び許可手続に関する規定の適用が除外されているが、選挙期間の終了後も引き続き適用除外となるか。

問 7-2 県議会議員選挙の選挙期間（告示日～投票日前日）において、公職選挙法に基づく確認団体である政治団体が、政治活動のために（県選管の検印を受けて）表示する広告物は、屋外広告物条例第7条第1項第3号に規定する「選挙運動のために表示する広告物」には該当しないこととされている。

このことに関し、上述の広告物に実質的な選挙運動となる記載（「〇〇党の候補に投票を」等）があった場合は、選挙運動のために表示する広告物とみなして適用除外の対象とすることができるか。

問 7-3 県条例第7条第2項第1号で規定する「冠婚葬祭のため一時的に表示する広告物」について、政党等の政治団体が時局講演会等を開催する際にその会場の近辺に表示する開催告知用の広告物は該当するか。

問 7-4 県条例第7条第6項に規定する「その他の公共的又は公衆の利便に供する目的を持つ広告物等」の具体的な例は。

問 7-5 指定管理者が管理している公の施設について表示する屋外広告物は、地方自治体が設置した広告物として取り扱うか。

問 7-6 公共施設等に団体名や商品名等を冠した通称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、命名権を取得した者からその対価を得るいわゆるネーミングライツの導入が進んでいるが、商標を含む施設名称等の表示はどのように取り扱うか。

問 7-7 屋外広告物条例施行規則第6条第1号（近隣店舗案内広告）のエにいう「主要な道路」の定義、または現在指定されている道路はあるのか。

問 7-8 近隣店舗等案内広告の許可基準である「店舗等が主要な道路に面していない」の判断基準について。

問 7-9 野立広告の設置にあたっては、自家広告物等を除く広告物等相互間の距離を道路の沿線では50m以上、鉄道の沿線では100m以上空けることとされているが、近隣店舗等案内広告についても相互距離規制が適用されるか。

問 7-10 近隣店舗等案内広告の記載内容として認められる「店舗等への案内誘導に係る事項」とは何か。

8 違反に対する措置、罰則等について (P33 ～ P34)

問 8-1 屋外広告物条例に違反した屋外広告物を設置すると、どのような措置を受けるか。

問 8-2 屋外広告物条例に違反した屋外広告物を設置すると、どのような罰則があるか。

問 8-3 電柱等に無許可で貼られたはり紙や、無許可で設置された立看板等については、どのような措置があるか。

- 問 8-4 屋外広告物法第 7 条第 4 項に基づく簡易除却の対象となる屋外広告物の範囲について、立看板等の一類型として「立看板に類似の形状で、屋外広告物となるパンフレットやチラシ等を掲出する物件」を規定しているが、これに対して、パンフレットを入れたビニール袋等を他の物件に固定して掲出するもの（いわゆるパンフレットホルダー）は簡易除却の対象になるか。
- 問 8-5 広告物自体は許可基準に適合しているが、高さが 4 m を超えるため、本来であれば建築基準法による工作物確認申請を要するにもかかわらず、当該申請を行っていない広告物について、いかに扱うべきか。

9 その他 (P35 ~ P36)

- 問 9-1 屋外広告物の更新許可申請はいつから可能か。
- 問 9-2 施設の敷地内に屋外広告物を新たに設置するにあたり、敷地内の既設の自家広告物と許可の期間を合わせるため、許可期間の終期を指定して設置許可を受けたいが、可能か。
- 問 9-3 令和 3 年 10 月 1 日から、屋外広告物設置許可の更新の際に、高さが 4 m を超える広告塔・広告板については、屋外広告士、屋外広告物点検技能講習修了者、建築士（一級・二級・木造）又は特種電気工事資格者（ネオン工事に係る者に限る）のいずれかが点検を行い、「屋外広告物安全点検報告書」を作成して提出することとなるが、「高さが 4 m を超える広告塔・広告板」に該当するか否かはどのように判断すればよいか。
- 問 9-4 屋外広告物の更新許可申請の際に、「屋外広告物安全点検報告書」の提出が必要となるが、点検はいつ行えばよいか。
- 問 9-5 高さが 4 m を超える広告塔・広告板等の安全点検を行うために必要な資格のうち、「屋外広告物点検技能講習を修了した者」について、点検技能講習はどこで受けられるのか。

1 屋外広告物の定義について

問 1-1 屋外広告物とは何か。

答 屋外広告物法第2条で、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。」と定義されています。

問 1-2 「常時又は一定の期間継続して」表示されるとはどういうことか。

答 土地や物件に定着して表示されるものに限るという趣旨であり、散布されるビラやチラシ等は屋外広告物に該当しません。これらは、電柱や壁などに貼付されたとき、はじめて定着性を有し、屋外広告物に該当することとなります。

問 1-3 一日のうち数時間のみ表示される広告物はどのように取扱うか。

答 夜間のみ等、一日のうち数時間のみ掲出されるものであっても、「一定の期間継続して」表示されているということになり、屋外広告物に該当します。

問 1-4 「公衆に表示されるもの」とはどういうことか。

答 単に不特定多数に表示するという意味ではなく、建物の管理権限等から総合的に判断されます。

管理権を有する者がその管理権の及ぶ範囲内にいる人を対象として広告を表示する場合、例としては野球場や駅の構内に広告物を表示する場合などは、その広告の対象者はその建物の管理権を有する者の管理下にあり、「公衆」に対して表示しているとは言えないため、屋外広告物には該当しないこととなります。

問 1-5 店舗等の建築物の外壁や塀に描かれた絵画は屋外広告物に該当するか。

答 一定の観念、イメージを伝達することを目的として「公衆に表示されたもの」であれば、営利・非営利を問わず屋外広告物に該当します。

絵画についても、事業内容への関連の有無にかかわらず屋外広告物として取り扱います。

問 1-6 銅像、神仏像、記念碑は屋外広告物に該当するか。

答 宗教上のイメージを伝達するために設置された神仏像、歴史的人物の功績や歴史上の出来事などを記念して設置された銅像、記念碑については、屋外広告物規制にはなじまないため、基本的には屋外広告物に該当しないものとします。

ただし、銅像、神仏像、記念碑であっても、仏壇販売店や葬祭業者等が商業的なモチーフとして神仏像を利用する場合等、商業的利用と認められる場合については、屋外広告物に該当するものとします。

問 1-7 建築物の屋上に像を設置する場合、この像は屋外広告物に該当するか。

答 事業内容への関連の有無にかかわらず屋外広告物として取り扱います。

問 1-8 建築物の側面等に設置される電光ニュース板は、一般商業広告（宣伝）を全く行わないものであっても屋外広告物に該当するか。

答 屋外広告物に該当します。

問 1-9 個人名や会社名が彫られた石や岩は屋外広告物に該当するか。

答 岩石や樹木等の自然物を利用したものであっても、一定の観念、イメージを伝達することを目的としているため、屋外広告物に該当します。

ただし、記念碑や墓石等については屋外広告物規制になじまないため、屋外広告物とは取り扱いません。

問 1-10 音響（放送）による広告は屋外広告物に該当するか。

答 法第 2 条にいう「看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの」に該当しないため、屋外広告物には該当しません。

問 1-11 建物のガラス面の内側から外に向けて表示される広告物は、屋外広告物に該当するか。

答 法第2条で規定している「屋外で」表示されるという要件に該当しないことから、屋外広告物には該当しません。

問 1-12 建築物の上屋のある回廊の柱及びガラス壁等に貼り付けした広告物は屋外広告物に該当するか。

答 屋内広告物であり、屋外広告物には該当しません。

問 1-13 店舗のドライブスルー周辺に設置された広告物は、屋外広告物にあたるか。

答 店舗のドライブスルー周辺の商品メニュー、車の高さ制限の注意表示等については、表示の対象者はドライブスルーを利用するため店舗を管理する者の管理下に属することとなった特定の者であり、「公衆」とはいえないため、屋外広告物に該当しないこととなります。

問 1-14 ガソリンスタンドの給油機周辺の銘柄等の表示は、屋外広告物にあたるか。

答 ガソリンスタンドの給油機周辺の銘柄等の表示については、表示の対象者は給油のためガソリンスタンドを管理する者の管理下に属することとなった特定の者であり、「公衆」とはいえないため、屋外広告物に該当しません。

同様に、事務所に表示する「トイレ」や「AUTO SERVICE」等の案内についても屋外広告物には該当しません。

問 1-15 自動販売機は屋外広告物に該当するか。

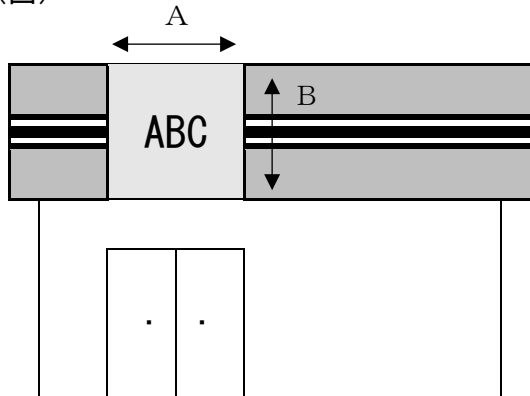
答 自動販売機の本体については、物品を販売するという機能に着目して売店として取り扱い、自動販売機が屋外に設置されていて、自動販売機に表示されている商品名、企業名が公衆に対して表示されているような場合には、その商品名、企業名の部分は屋外広告物に該当します。

自動販売機を売店と取り扱うため、自動販売機に表示されている商品名、企業名等は自家広告物として取り扱うこととなります。

また、自動販売機1台ずつを独立した店舗と取扱うため、1台あたりの表示面積が、禁止地域では5㎡以下、許可地域では10㎡以下であれば、設置にあたり屋外広告物の許可を受ける必要はありません。

問 1-16 壁面に文字と縞模様等が表示されている場合、文字部分のみを広告物として取扱ってよいか。

(図)



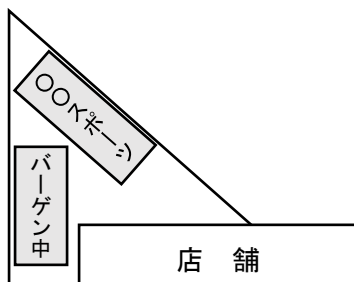
答 壁面における広告については、縞模様等の表示が文字と一体となってイメージを伝える場合があることなどは否定できませんが、当該イメージは感覚的、主観的な要求が強く同一広告物で異なる取扱いがなされる恐れがあることなどから、文字が表示されている部分（ $A \times B$ ）の面積を広告物として取扱うものとします。

問 1-17 鉄道用地の外側に隣接する土地から、ホーム方向に向けて広告物を立てる場合、裏面に表示しないものとして、屋外広告物に該当するか。

答 鉄道敷地外から鉄道に向けて表示される広告物は、裏面の表示の有無にかかわらず屋外広告物に該当します。

問 1-18 下図のようなデザインの店舗について、屋外広告物とみなすのは①、②のいずれが適当か。

- ① 三角形の塔状のもの全体
- ② 塔状の「バーゲン中」「〇〇スポーツ」の部分のみ



立面図



平面図

答 ①の塔状の部分は建築物の一部を構成するものであり法の規制対象外であり、②が規制対象となります。

問 1-19 屋内と屋外の判断の基準について

答 広告物の設置場所が屋内であるか屋外であるかについては、設置場所が建築基準法上、床面積に算入されるかどうかで判断します。

車庫の内部、上屋のある回廊、ガソリンスタンド等のキャノピーの下等、外気にさらされる場所であっても、床面積に算入される部分については建物の内部として取り扱います。

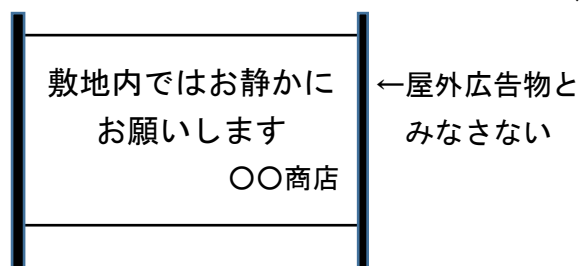
なお、キャノピーの下については、通達により、屋根の先端から1 m後退した部分より内側を床面積に算入することになっております。

問 1-20 店舗の駐車場利用者向けに「お静かにお願いします」等の看板を設置する場合は、屋外広告物に該当するか。

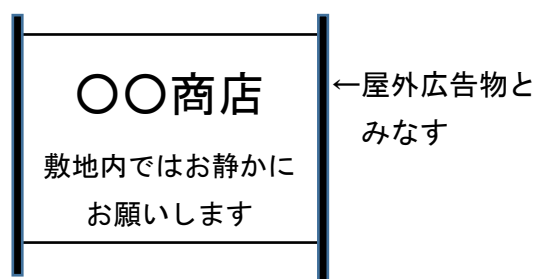
答 「お静かにお願いします」のように、敷地内での注意事項などを表示するもので、店名を文末等に標記し、その文字の大きさが本文のそれと同じ大きさかそれ以下であるなど、管理の必要上最小限のものであると認められるものについては、駐車場や店舗の利用者という限定的な対象のみに向けた表示と判断でき、屋外広告物法第2条の「公衆に表示されるもの」に該当しないと考えられるため、屋外広告物に該当しないものとして取り扱います。

なお、店舗名等の表示が最小限とみなせない場合は、全体を屋外広告物として取り扱います。

(図 1)



(図 2)



(図 1) のように、店名等の表示が管理上必要最小限のものとみなせる場合は、屋外広告物とみなさない。

(図 2) のように店名の標記が文末でない、本文の文字より大きい等により最小限とみなせない場合は、全体を屋外広告物として取り扱う。

問 1-21 標識は屋外広告物に該当するか。

答 国や地方公共団体が設置する標識のほか、公共施設の管理者または所有者が道路法施行令第7条第1号にいう「標識」として道路管理者から占有許可を受けて設置する物件については、屋外広告物規制にはなじまないため、屋外広告物に該当しないものとします（例：救急病院の案内標識等）。

なお、標識自体は屋外広告物にはあたりませんが、バス停留所標識広告など、標識に屋外広告物を添加して表示する場合は、当該屋外広告物部分について、茨城県屋外広告物条例による許可を受けて表示する必要があります。

2 禁止地域の取扱いについて

問 2-1 県条例第 4 条第 15 号にて公民館の建物及び敷地を禁止地域としていることに関して、地域の自治会や町内会等が設置している、いわゆる「集会所」は、ここでいう公民館に該当するか。

具体的には、集会所の周囲に張り巡らされた金網フェンスに、「バイク修理します」との張り紙が掲出された事案について、禁止地域違反の構成要件に該当するか。

答 本案件に係る第 15 号を含め、県条例第 4 条各号の規定は、いずれも禁止地域を具体的に定義することにより屋外広告物の表示を直接規制するものです。従って、その運用にあたっては、表現の自由を不当に侵害することのないよう、厳格に解釈することが必要になります。従って、県条例第 4 条第 15 号にある「官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所並びにこれらの敷地」との規定は、例示列举ではなく限定列举と解すべきものです。

なお、これらのうち公民館については、社会教育法第 20 条によりその目的が定義されているほか、同第 21 条により設置者が市町村及び一般社団法人、一般財団法人に限定されています。よって、自治会や町内会が設置する集会所等の施設は社会教育法に基づく公民館には該当しないことから、県条例第 4 条第 15 号による禁止地域には該当しないと考えられます。

また、問の後段にある「バイク修理します」とのはり札については、県規則で定める許可基準を満たし、かつ、掲出の場所が許可地域内ならば、表示を許可することは可能と考えられます。ただし、許可にあたっては、民法上の問題（広告物を表示するために他人の所有物を無断で使用していないか、等）が無いことが前提となります。

問 2-2 第 2 種禁止地域の定義の一つである「信号機又は道路標識を中心として半径 10 メートル以内の区域」とは、次のいずれを指すものか。

- ①信号機又は道路標識の本体（支持柱や取付アーム等は含まない）を中心とした、半径 10 メートルの球状の空間
- ②信号機又は道路標識の本体（同上）から鉛直方向に下ろした地点を中心とした、半径 10 メートルの土地及びその上空

答 問にある定義は、①の範囲を指します。このことは、当該定義は歩行者等から信号機又は道路標識への見通しの確保が目的であることから、当該定義により規制すべき空間は、信号機又は道路標識の本体を目視した際に同時に視界に入り得る空間である「信号機及び道路標識の本体を中心とした球状の空間」と考えられることによるものです。

問 2-3 屋外広告物条例第 4 条第 9 号にいう、道路、鉄道、軌道及び索道から「展望することができる地域」とはどのように解釈するか。

答 山岳等、自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合は、その地域は規制対象外とし、また一方、家屋連担等の人為的障害物により当該広告自体は直接展望できないが、広告物の設置場所を含む一円の地域が展望出来る場合にはその地域は規制対象となります。

各市町村が許可にあたって展望できるかできないか判断する際は、地形図等により判断することとします。

問 2-4 許可を受けて野立広告を設置したが、許可時には無かった信号機が、許可を受けた後に当該野立広告から半径 10m 以内に設置されてしまった場合、信号機から半径 10m 以内は禁止地域となることから、当該広告物はただちに除却する必要があるか。

答 適法に広告物を設置した後に、設置した場所が禁止地域となった場合、当該地域に現に適法に存する広告物等については条例第 8 条を適用し、禁止地域となった日から 3 年間に限り、引き続き表示・設置することができます。

問 2-5 高速道路のサービスエリア・パーキングエリアは禁止地域に該当するか。

答 第 2 種禁止地域に該当します。

なお、自家広告物などの適用除外の広告物については、一定の要件（自家広告物の合計面積の上限、広告物の種類ごとの基準等）を満たしたものであれば表示可能です。

3 禁止物件の取扱いについて

問 3-1 禁止物件は、概ね公共用地にある公共物を想定し規定されていると思われるが、民有地の「石垣及びよう壁の類」、「煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク類」、「照明塔」についても、禁止物件となるか。またこれに関連し、いわゆる「ブロック塀」「フェンス」は「石垣及びよう壁の類」にあたるか。

答 県条例第 5 条で規定する禁止物件の定義では、当該物件が公共物か否か・民有地に存在するか否かを特に明記していないことから、同条で規定する「石垣及びよう壁の類」等の物件は、公共物ではない場合や民有地に存在する場合でも禁止物件に該当します。

なお、ブロック塀及びフェンスについては、石垣及びよう壁の類にはあたらないとしていますので、禁止物件に該当しません。

問 3-2 条例第 5 条に定める禁止物件のうち、第 1 項第 4 号に規定する「道路標識」には、道路法に基づき道路管理者が設置する案内標識は含まれるか。

※道路標識：①道路法第 45 条に基づき、道路管理者が設置することとされているもの。「案内標識」（青地の看板に白文字）と「警戒標識」（菱形等の黄色地に黒文字）とがある。

②道路交通法第 4 条に基づき、各都道府県の公安委員会が設置することのできるもの。「規制標識」（赤丸白地に青文字、または丸型青地に白文字）と「道路標識」（四角型青地に白文字）とがある。

答 県条例で規定する禁止物件の「道路標識」には、上述の道路標識の①及び②の両方を含むものとします。従って、問にある案内標識は禁止物件に該当します。

なお、このことは、禁止物件の定義における道路標識の取扱いについて、上述の①と②とを区別する根拠に乏しいことによるものです。

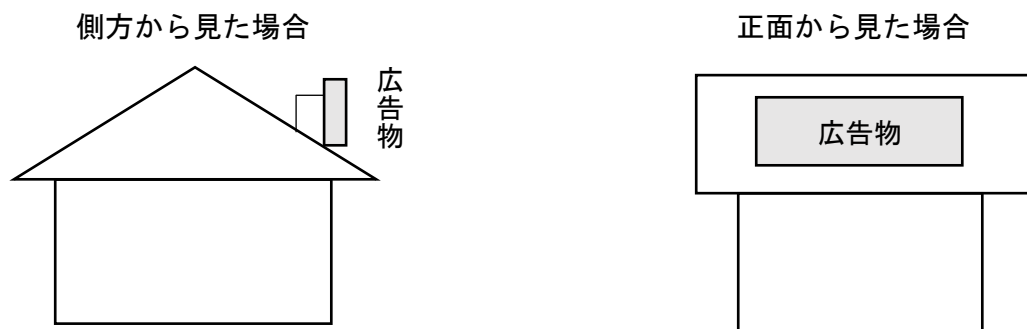
また、国土交通省都市・地域整備局公園緑地課屋外広告物係からは、「屋外広告物条例ガイドライン（案）」にて禁止物件に規定している「道路標識」には、上述の①と②の両方が含まれるとの見解が示されています。

4 個別の広告物に対する許可基準の取扱いについて

問 4-1 建築物の斜めの屋根の中腹を土台として、垂直に建てた看板（下図参照）は、次のいずれの許可基準を適用するのか。

- ①屋上利用広告
- ②壁面利用広告
- ③野立広告

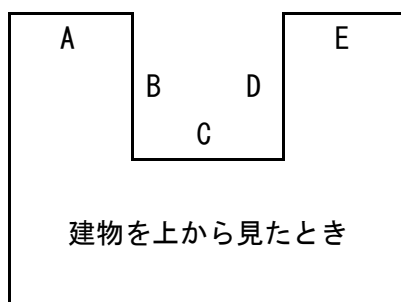
（図）



答 問のような広告物に対しては、①の屋上利用広告の許可基準を適用します。

問 4-2 壁面利用広告について、建築物がコの字の形状（下図参照）等の場合、壁面の捉えかたとしてどのように解釈するのが適当か。

（図）コの字形状の建築物の場合の壁面の捉え方



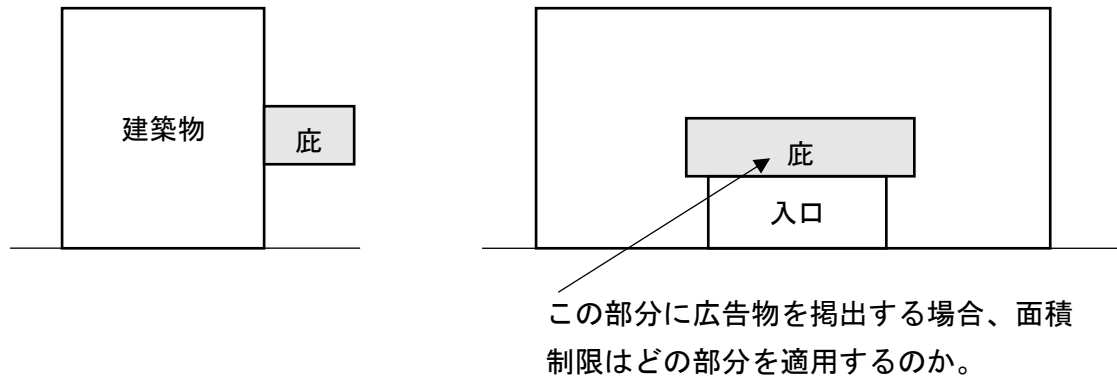
A・B・C・D・E それぞれ1つの壁面として考え、それぞれに50㎡以下かつ1/5として対応は可能か。

答 問のような場合では、A から E の全てを合計したものを1つの壁面として解釈することとします。

このことは、図1のような建築物をA、C又はEの正面から見た場合に、A、C、及びEに加えてBあるいはDも視界にほぼ入ることから、これを合算して一個の壁面と解釈することが許可基準の取扱上妥当と考えられることによるものです。

問 4-3 店舗等の入口の底部分（下図参照）に広告物を掲出する場合、区分として、底を壁面として該当させることは適当か、また、壁面利用として区分した場合、面積制限等は投影面積となるのか、底部分のみを対象とするのか。

（図）底を利用した広告物



答 建築物利用広告の許可基準において、面積制限の算定の基礎を「壁面の鉛直投影面積」としていることから、底をその背後の壁面の一部として解釈し、広告物を表示することは可能と考えられます。

※ 鉛直投影面積

鉛直面（水平面に対して垂直な面）に投影される面積

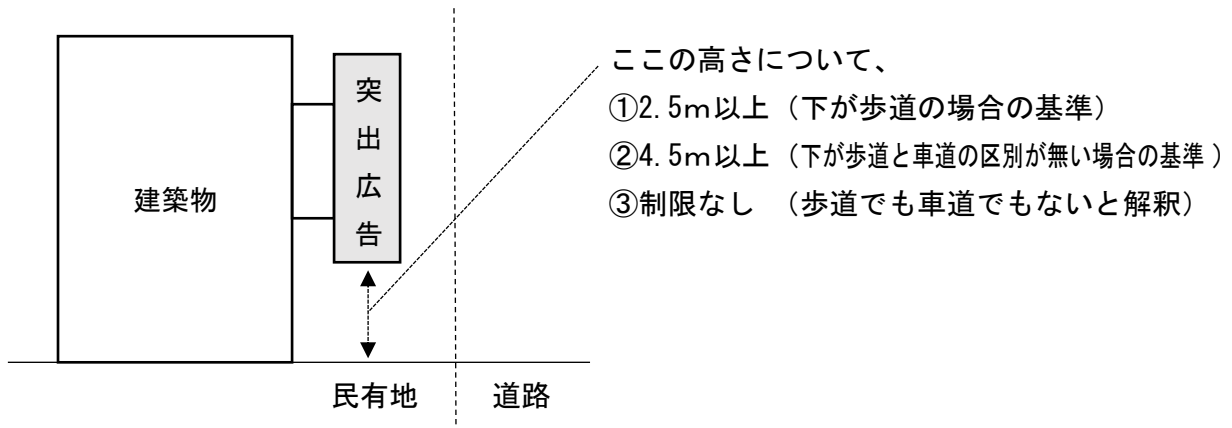
問 4-4 壁面利用広告について、県規則別表第2によると、「1面の壁面につき表示面積の合計が50㎡以下で、かつその壁面の面積の1/5以下であること」となっているが、許可地域において、1壁面に多数の広告主、若しくは1人の広告主が、それぞれ適法に自家用広告物として壁面利用広告物を掲出する場合、広告物1つ1つごとに上記の規定を反映させるのか。それとも、あくまでも1壁面における壁面利用広告物全体として制限するのか。

答 県規則別表第2にある壁面利用広告の許可基準では、「表示面積の合計」を面積制限の対象としていることから、一面の壁面に複数の広告物を設置する場合は、それらの広告物の合計面積が上限を下回ることが必要です。

なお、複数の広告主が一個の建築物に表示しようとする場合（例：雑居ビル）であっても同様です。

問 4-5 突出広告の許可基準に関して、道路の上空に突き出さず民地内に収まる突出広告の許可にあたっては、許可基準にある「地上から下端までの高さ」の規定をどのように適用すべきか。

(図)



答 問いのような場合においては、原則として③によることとします。このことは、突出広告の直下にあたる土地は道路として一般に供用されているものではないことから、通行にあたっての支障を考慮する必要が薄いと考えられることによるものです。

なお、上図にある民有地が建築基準法第42条第5項に基づく指定を受けた土地（位置指定道路）である場合は、上述にかかわらず歩道の有無により①または②を適用することとします。

問 4-6 県規則第11条1項3号で、広告幕の取替えは軽微な変更とされ、変更許可は不要とされているが、これは許可期間（3月）内で「広告幕」の取替えをする場合と解してよろしいか。

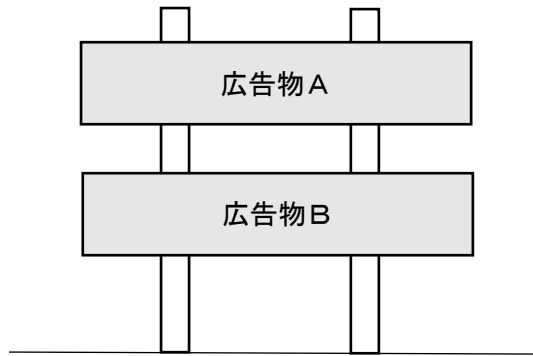
答 お見込みのとおりです。

当該規定は広告物の変更（改造）に関する許可制度の例外を定めたもので、例外規定として焦点を当てているのは広告物の変更（改造）行為の内容です。この反対解釈として、許可期間に関する定めについても例外扱いできる（許可期間を超えて表示できる）と解することはできません。

問 4-7 下図のような野立広告を設置する場合において、野立広告の許可基準である「1面の表示面積 30 m²以下」解釈は、次のいずれになるか。

- ①広告物Aと広告物Bの合計面積が 30 m²以下
- ②広告物Aの表示面積が 30 m²以下、かつ、広告物Bの表示面積が 30 m²以下

(図)



答 問のような広告物については、①の解釈によることとします。

このことは、許可基準にある「一面」について、一方向から見た表示面と解釈することが妥当と考えられることによるものです。

問 4-8 電車又は自動車に表示する広告物で表示面積が 15 m²以下のものは、許可不要とされているが、この場合の表示面積とは、県規則別表第2に規定する「一面の表示面積」と解すべきか、又は車両全体の合計表示総面積と解すべきか。

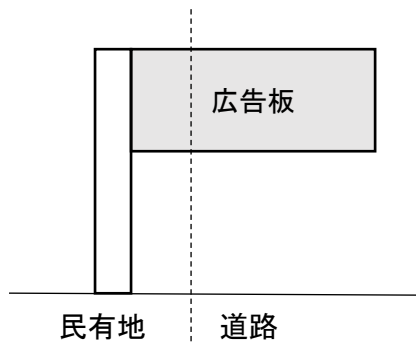
答 車両利用広告の許可基準における表示面積とは、当該車両全体の合計表示総面積を指します。

このことは、主に次の理由によるものです。

- ①電車や自動車は、停車時を除き常時移動し続けるため、一定の視点場から見た場合でもその天井面、全面、側面及び背面が連続的に表示されることから、これらを合計して一個の広告物とみなすことが妥当と考えられること。
- ②電車や自動車の車体は曲面で構成される場合があり、この場合は一面の範囲を定義することが技術的に困難であること。

問 4-9 道路に接する民地内に設置した野立広告で、表示部分が道路の上空にせり出す構造となっているもの（下図参照）を許可する場合は、次のうちいずれの許可基準を適用すべきか。

（図）



- ①野立広告
- ②建築物利用広告のうち突出広告

答 問の図のような広告物については、①野立広告の許可基準を適用して許可の可否を判断することとなります。なお、野立広告の許可基準では、道路上に突き出す場合の路面との距離に関する規制はありません。

ただし、問のような場合では表示にあたり屋外広告物の許可のほか、道路法に基づく道路占有許可が必要であるところ、同許可の基準に「看板の最下部と路面との距離は4.5m以上、歩道上では2.5m以上」との規制があることから、許可にあたっては広告物の下端と路面との距離が4.5m（下が歩道の場合は2.5m）以上となる必要があり、当該基準を満たさないと道路占有許可を取得できず、結果として表示できないこととなります。

問 4-10 照明広告とはどのようなものか。

答 広告物等の種類が広告板、広告塔、アーチのいずれかであるもののうち、ネオンサインや内照等により広告物自体が発光する構造となっているものがこれにあたります。

外照で表示内容を照らしているだけのものは照明広告としては取り扱いません。

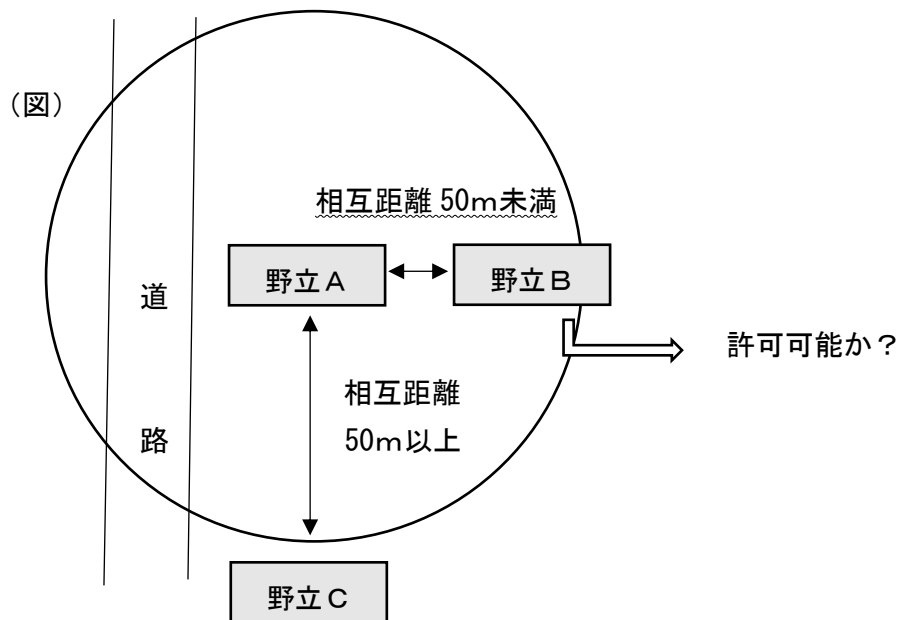
なお、バックライト式（間接照明式）のものについては、広告物自体が発光する構造ではありませんが、外見上、広告物自体が発光しているのに等しいことから、照明広告として扱うこととします。

問 4-11 屋外広告物の高さはどのように判断するか。

答 建築基準法上の高さとしします。

問 4-12 野立広告の許可基準のうち「広告物等相互間の距離」は、道路（路線）と平行方向以外の方向についても適用されるか。

具体的には、許可地域内で下図中「野立A」のとおり表示している場合に、新たに「野立B」の表示を許可することは可能か。



答 野立広告の許可基準の一つである「広告物相互間の距離」は、道路と平行方向をはじめとして、すべての方向について適用されます。

従って、問の図のような場合においては、「野立B」は図の位置では許可の対象とならないため、「野立C」と同様に「野立A」から 50m以上離して設置する必要があります。

問 4-13 野立広告の許可基準のうち、「広告物等相互間の距離」について、道路沿線は 50 メートル以上、鉄道沿線は 100 メートル以上の距離を取ることとされているが、県条例に違反して設置されている無許可の野立広告からも同距離を取る必要があるか。

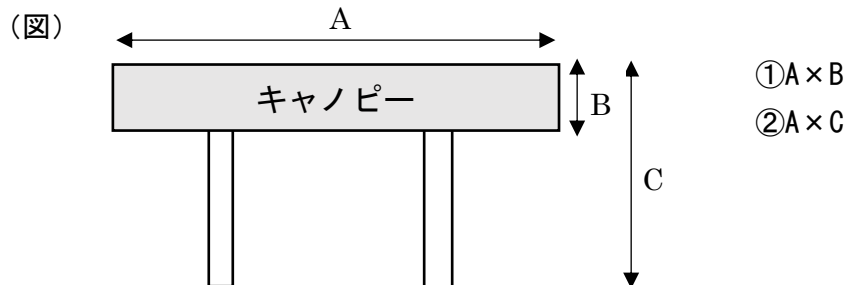
答 野立広告相互間の距離制限については、県又は各市町村の屋外広告物条例に基づく許可を受けた野立広告からの距離のみ適用され、無許可（条例違反）の野立広告との距離については、距離制限は課さないこととします。

よって、後から設置された野立広告が先に許可を受けた場合、先に設置されていた無許可の野立広告は距離制限により許可を受けられなくなります。

なお、許可期限経過後に更新手続きを行わないまま設置が継続されている野立広告についても、無許可の野立広告として取扱います。

問 4-14 ガソリンスタンドの屋根（キャノピー）に広告物を掲出する場合、屋上利用広告と壁面利用広告のいずれの許可基準を適用すべきか。

また、壁面利用広告の許可基準を適用した場合、面積制限の算定の基礎はどのように判断すべきか。



答 問のような広告物に対しては、壁面利用広告の許可基準を適用し、面積制限の算定の基礎は、①で算出した面積になります。

ただし、キャノピーが事務所等の建物と一体の構造となっている場合は、キャノピーを建物の庇として解釈し、当該建物を含めた鉛直投影面積を面積制限の算定の基礎とすることは可能と考えられます。

問 4-15 建物の壁面や屋根に直接ペンキ等で描写される形で表示される広告物については、屋外広告物の種類と許可基準はどのように考えればよいか。

答 壁面や屋根に直接描写される形で表示される広告物については、広告物の種類は「広告板」とし、許可基準は建築物利用広告のうち「壁面利用広告」を適用します。

問 4-16 素材は布であるものの、十分な強度を有し、長期間の表示に耐える構造になっている広告物について、許可基準は広告幕か広告板のどちらを適用するか。

答 布やビニール等の素材で作成されたものであっても、4辺（4隅ではない）が木や金属等の枠に固定されている等、強固な構造を持ち、土地に建植され、又は建物その他の物件に取り付けて表示されるものについては、広告板（または広告塔）として取り扱うこととします。

問 4-17 建築物の屋上に建築物と一体的に設置される広告物について、壁面利用広告と屋上利用広告のどちらで取り扱うべきか。

答 壁面利用広告か屋上利用広告かは、当該広告物が建築確認申請の「建物高さ」に含まれているか否かで判断します。

例えば、広告物掲出以外の建築的用途がなくても、建築物と一体となっており、建築確認申請上建物扱いとなっていれば壁面利用広告とみなすこととなります。

問 4-18 広告板と広告塔の違いは何か

答 両者とも許可基準及び許可手数料は同一ですが、以下のように扱うこととします。

①広告板

広告表示面が板状で、1面又は2面（板の両面）に表示されたもの（建築物の壁面、日よけ等の取付文字、書き文字等及び突出看板を含む。）

②広告塔

多角柱又は円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔等のもの（球形及び多面体を含む。）

問 4-19 広告物の表示内容のうち、経営者名や運営会社名を変更する場合は、規則第11条に定める「軽微な変更」に該当するか。

答 表示内容を変更するものですので、軽微な変更には該当しません（変更申請が必要）

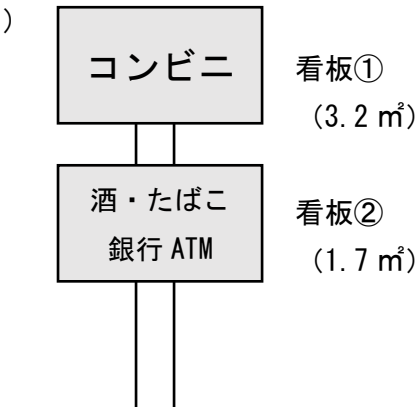
軽微な変更に該当するのは、表示内容・意匠・色彩・形状・大きさ・構造・位置に変更を加えない、塗料の塗替え・補強・修繕を行う場合になります。

5 許可手数料等について

問 5-1 屋外広告物の許可手数料について、下図のような広告物（自家広告物・野立広告）は、以下のいずれの方法により手数料を算定することが妥当と考えられるか。

- （１）看板①と看板②の合計面積に対して単価を適用する。
- （２）看板①と看板②にそれぞれ単価を適用し、算出した額を合計する。

（図）



※単価を 3 m^2 ごとに a 円とすると、

（１）による場合の手数料

$$(3.2 + 1.7) \div 3 = 4.9 \div 3 = 1.63 \leq 2$$

$$a \times 2 = \underline{2a \text{ (円)}}$$

（２）による場合の手数料

$$3.2 \div 3 = 1.07 \leq 2 \quad a \times 2 = 2a$$

$$1.7 \div 3 = 0.57 \leq 1 \quad a \times 1 = a$$

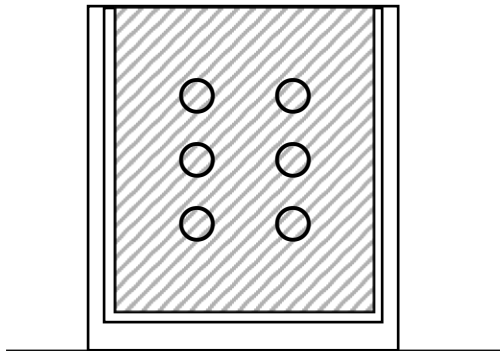
$$2a + a = \underline{3a \text{ (円)}}$$

答 屋外広告物の許可に係る許可手数料の取扱については、各市町村が定める手数料条例の規定に従うこととなります。

なお、広告塔に係る許可手数料の算定基準を茨城県手数料徴収条例と同様に「１枚につき３平方メートルごとに〇〇円」と規定している市町村においては、上図のような広告物に対する許可手数料の算定については、（１）によることが妥当と考えられます。このことは、看板②は単独では広告看板としての機能を有するものではなく、看板①との組合せにより用いられることを前提としたものであることから、手数料の算定においても看板①と看板②とを合わせて一個の広告板と取扱うことによるものです。

問 5-2 独立した工作物（広告塔）について、その工作物の表示面はどのようにとらえるか。

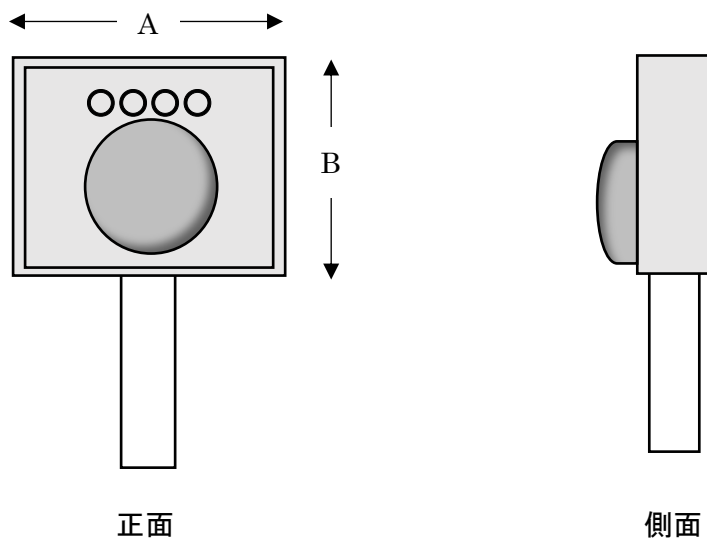
（図）



答 文字が表示されている部分（斜線部分）が工作物（広告塔）の下地面と不同面で設置されており、広告物を支える土台として設置されていることが明らかであるなど明確に区分できる場合には、斜線部分のみを表示面とします。

問 5-3 下図のような立体的な造形の広告物の表示面積はどのようにとらえるか。

（図）



答 広告物を正面から見たときの面積（ $A \times B$ ）で算出します。

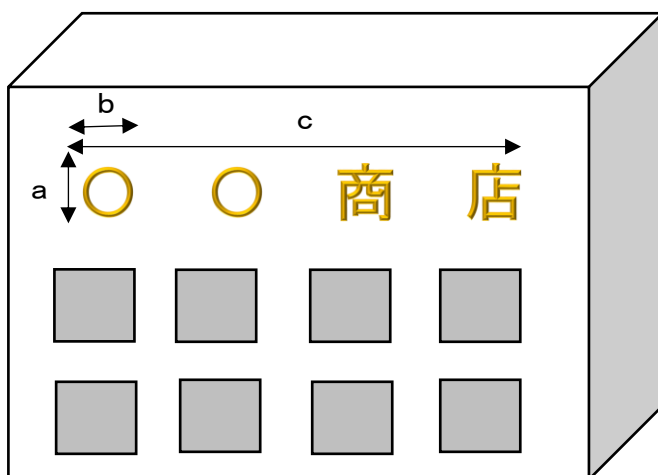
その他、球体、円柱体その他これらに類する形の広告物等に係る表示面積については、「一方向から見た場合においてそのものの外郭線を一面とみなしたものの最大面積」を表示面積とします。

問 5-4 壁面利用広告の面積の算定について

答 以下のとおり算定します。

なお、以下の1や2のように、複数枚の広告板等を組み合わせて1つの内容を構成する広告物の許可手数料の算定については、一連の広告物を併せて1枚の広告板として取り扱い、許可手数料を算定します。

1 壁面に文字等の形に切り抜いた広告板を直接貼り付けるなどして表示するもの及び壁面に直接文字等を描写して表示するもの



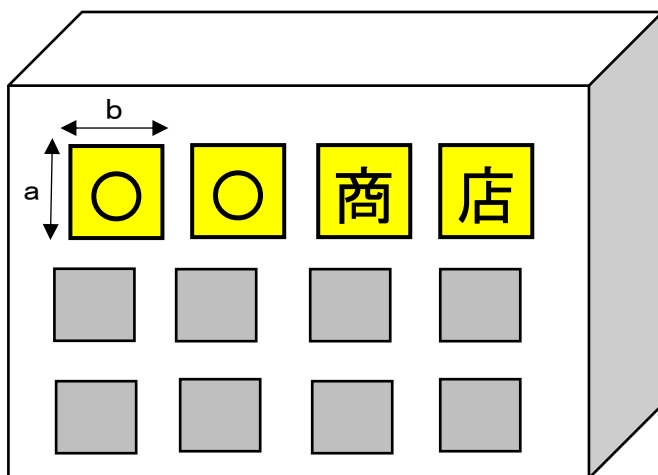
○表示面積

＝各文字等の表示面積

（上記により算定できない場合は、
 $a \times b \times 4$ 個 又は $a \times c$ （文字が多い場合や細かい場合等））

※ 設計図書等により各文字等の正確な表示面積が明らかである場合は当該面積によるが、そうでない場合は、各文字等の最大長を結ぶ長方形もしくは他の簡単な幾何学形状として算定する。

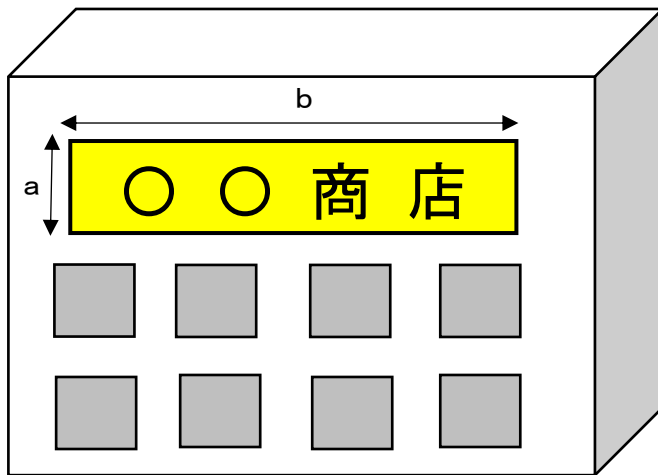
2 板状のものなどに1文字ずつ表示されているもの



○表示面積

＝ $a \times b \times 4$ 個

3 板状のものなどに表示されているもの



〇表示面積
= $a \times b$

問 5-5 広告物の変更（改造）申請における手数料について、表示面が縮小される変更改造の場合も許可申請手数料が必要か。

答 表示面が縮小される変更（改造）の場合でも、変更（改造）に係る表示面積に対応する手数料が必要です。

6 適用除外の取扱いについて ①自家広告物

問 6-1 自家広告物とは何か。

答 「自家広告物」とは、①自己の氏名、店名、事業内容等を、②自己の住所、事業所、営業所等に表示する広告物をいいます。

具体的には、「〇〇商店」「〇〇スーパー」等の広告物を店舗の屋上や壁面等に表示したものや、「〇〇セール中」などのはり紙を店舗の窓ガラスに外側からはり付けたものがこれにあたります。

問 6-2 自己の所有地で未利用の土地に、自己の営業に関わる広告物を掲出する場合は、自家広告物の適用を受けるか。

答 自家広告物の定義は、県条例第2条第4項において、「自己の氏名等を自己の住所、事業所、営業所若しくは作業所又は自己の営業の用に供する物件に表示…する広告物等」と規定されています。つまり、ある広告物が自家広告物として取扱われるためには、その表示内容が自己の氏名等であることと併せて、表示の場所が県条例第2条第4項に定める要件に合致することが必要となります。

従って、本件では、当該未利用地がこの条件に合致すること、すなわち、「自己の住所、事業所、営業所若しくは作業所」と一体的に利用されている（利用する予定がある）土地であるか否かにより判断することが妥当と考えられます。

問 6-3 自家広告物で表示面積が5㎡（禁止地域）又は10㎡（許可地域）の場合は許可不要で表示できるが、既にこれらの範囲内で表示している場所に新たに自家広告物を追加し、追加後の合計がこれらの面積を超えることとなるときは、許可手続が必要と考えられる。ここで許可を行う際に、許可申請及び許可の対象となるのは、新たに追加する広告物のみか、それとも、従来から許可不要で表示し続けていた広告物も含めて許可手続を行うのか。

答 一定面積以下の自家広告物を許可不要としているのは、景観への影響が比較的小さいことや許可事務の簡素化を考慮した取扱いであり、当該広告物自体を許可制度の対象外とするものではありません。従って、広告物の追加により総表示面積が増加し、許可不要の要件で規定する総表示面積の上限を超えるに至った際は、改めて屋外広告物の許可基準に合致するか否かについての審査が必要と考えられることから、従来から許可不要で表示していた広告物を含め、全ての広告物について許可手続を行う必要があります。

問 6-4 政治活動に係る屋外広告物について、自家広告物に該当する余地はあるか。

答 政治活動に係る屋外広告物は、次のいずれかに表示する場合は、県条例第2条第4項に規定する自家広告物に該当します。

①政党等の政治団体の事務所

政治資金規正法第6条に基づく政治団体の届出を行った政党等の団体が所在する建物又はその敷地。

②公職の候補者等又は後援会の事務所・連絡所

公職選挙法第143条第16項第1号に該当する「〇〇議会議員〇山〇郎事務所」等の立札及び看板の類が掲示されていて、公職の候補者等の本人またはその後援会により事務所又は連絡所として使用されていることが明らかな建物又はその敷地。

なお、「〇〇党掲示板」等の掲示板が表示されている政党の党員の自宅等については、当該政党の支部又は当該政党に所属する議員の後援会連絡所と同様に取扱うこととします。この場合において、当該掲示板及びそこに表示されたポスター等の屋外広告物は、いずれも自家広告物に該当します。

自家広告物に該当する屋外広告物は、一定の面積以下の場合は許可申請不要で表示できます。また、これを上回る場合でも、許可を行えば表示が可能となります。

問 6-5 第2種禁止地域と第1種許可地域とにまたがる敷地にて自家広告物を表示する場合、自家広告物の合計面積の上限についてはどのように判断するのか。

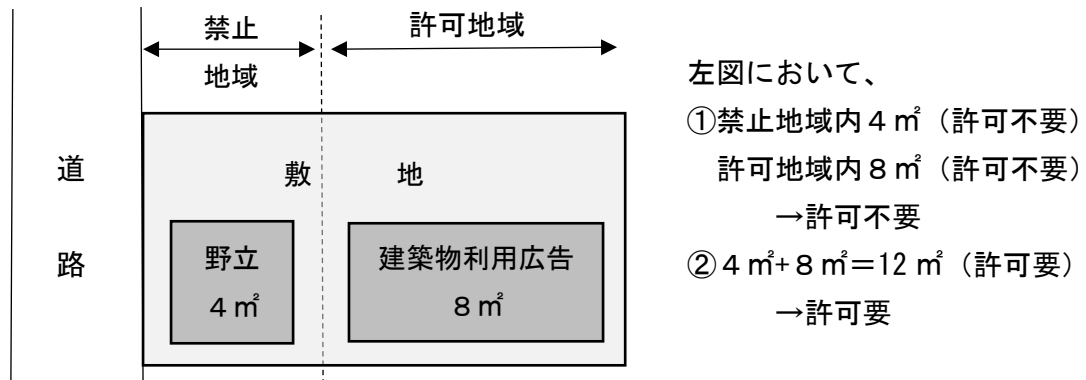
答 問のような場合については、当該敷地のうち第2種禁止地域該当部分への表示面積が当該地域の面積上限以内であり、かつ敷地全体での表示面積の合計が第1種許可地域の面積上限以内となる必要があります。

このことは、敷地全体が第1種許可地域となる場合との公平性を確保することによるものです。

なお、問の場合に限らず、基準が異なる複数の地域にまたがる敷地に自家広告物を表示する場合は、当該敷地のうちより基準の厳しい地域に該当する部分への表示面積が当該地域の面積上限以内であり、かつ、敷地全体の表示面積の合計が、より基準の緩い地域の面積上限以内であることが必要です。

問 6-6 禁止地域と許可地域とにまたがる敷地にて自家広告物を表示する場合（下図参照）において、禁止地域部分及び許可地域部分それぞれにおける表示面積の合計が許可不要の上限を下回るが、両者を合計すると上限を上回るときは、許可手続きは必要か。

（図）



答 一団の土地が禁止地域と許可地域にまたがる場合において、禁止地域該当部分と許可地域該当部分それぞれに自家広告物を表示するときは、禁止地域該当部分への表示面積が 5 m^2 以下で、かつ、許可地域該当部分への表示面積との合計が 10 m^2 以下の場合のみ、許可不要で表示できるとします。

従って、問の場合については、許可地域該当部分に表示する広告物の合計面積が（ 10 m^2 - 禁止地域該当部分への表示面積 $4 \text{ m}^2 = 6 \text{ m}^2$ ）を超えることから、禁止地域該当部分へ表示する広告物と併せて許可を受ける（②による）ことが必要です。

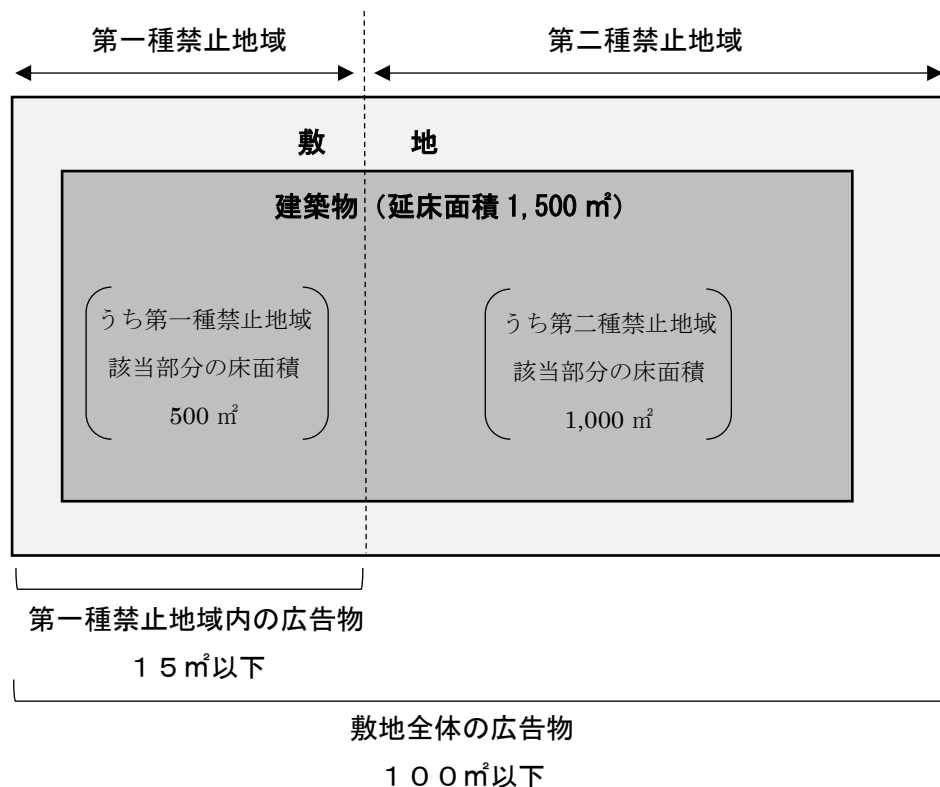
このことは、敷地全体が市街化区域内で許可地域となる場合との公平性を確保することによるものです。すなわち、問の①によると、最大で禁止地域 5 m^2 + 許可地域 $10 \text{ m}^2 = 15 \text{ m}^2$ までの広告物を許可不要で表示できるのに対し、道路沿線部分が禁止地域に該当しないと許可不要の面積上限が全域で 10 m^2 以下となり、道路沿線部分が禁止地域に該当する場合よりも不利になるという問題が発生するためです。

問 6-7 第一種禁止地域では、建築物の延床面積により設置可能な自家広告物の上限面積が変動するが、建築物が第一種禁止地域と第二種禁止地域（または許可地域）にまたがって建築されている場合、自家広告物の合計表示面積の上限はどのように適用されるか。

答 建築物が第一種禁止地域と第二種禁止地域（または許可地域）にまたがる場合、自家広告物の合計面積の上限については、第一種禁止地域に該当する部分を単独で見た場合に第一種禁止地域の基準を満たし、かつ、敷地全体で見たときに第二種禁止地域（または許可地域）の基準を満たす必要があります。

例えば、建築物が第一種禁止地域と第二種禁止地域にまたがって建設されていて、第一種禁止地域に該当する部分の延床面積が1,000㎡以下である場合は、敷地のうち第一種禁止地域内の自家広告物の表示面積の合計を15㎡以下とし、かつ敷地全体の表示面積の合計を100㎡以下とする必要があります。

(図)



なお、事業所の敷地が第一種禁止地域と第二種禁止地域（または許可地域）にまたがるが、敷地内の建築物は第二種禁止地域（または許可地域）内に建築され、第一種禁止地域にはかからない場合には、第一種禁止地域内に表示可能な自家広告物の合計表示面積は15㎡以下となります。（建築物の延床面積0㎡≦1,000㎡以下の基準に該当と考えるため。）

問 6-8 敷地内に複数の建物を設置する施設で、当該敷地が禁止地域又は第1種許可地域に該当するものについて、自家広告物の合計表示面積の上限はどのように適用するか。

答 問のような施設については、次のとおり上限面積を適用することとします。

- (1) 基本的には、都市計画法第29条に基づく開発許可の単位により上限面積を適用することとします。従って、敷地内に複数の建築物を設置する施設は、敷地全体で一本の開発許可を取得しているときは、敷地内に表示される全ての屋外広告物の合計面積を上限面積以下とすることが必要です。

このことは、施設全体が一団の開発行為として設置されることから、建築物が単独及び複数のいずれかの場合であっても、施設全体として良好な景観の形成に配慮すべきと考えられることによるものです。

- (2) 開発許可を必要としない施設については、建築基準法第6条に基づく建築確認における「建築物の敷地」の単位により上限面積を適用することとします。

このことは、開発許可を必要としない施設は(1)にある「一団の開発行為」の範囲を把握することが困難なため、替わって個々の建築物の敷地に基づき、良好な景観の形成へ配慮するものです。

問 6-9 雑居ビルなど、1つの建物内に複数のテナントが入居している場合、自家広告物の合計表示面積の上限はどのように適用するか。

答 1つの建物内に複数のテナントが入居するいわゆる雑居ビルの場合でも、自家広告物の表示面積の上限は、テナント毎ではなく、建築物毎に適用します。

よって、例えば第一種許可地域に立地し、10のテナントが入居する雑居ビルに表示する自家広告物は、建物の敷地内の合計表示面積を150㎡以下とする必要があります。

これは、自家広告物の表示面積の上限規制が、屋外広告物の過剰な掲出を防ぎ、地域の景観を保護する目的で設けられているためであり、雑居ビル等について上限の適用をテナント毎とすると、建物全体で見た場合には、相当な量の屋外広告物の表示が可能となり、規制の目的が達成出来ないためです。

なお、屋外広告物の設置許可申請については、建築物の所有者とテナントのどちらが行っても問題ありませんが、当該広告物について最終的な責任を負う方が申請する必要があります。

建築物の所有者とテナントの間で、1のテナントあたりの広告物の設置可能面積や、屋外広告物の管理責任などについて、あらかじめ十分協議しておく必要があります。

問 6-10 店舗等を建設中の施設において、完成予定図や開業後の営業内容等を自家広告物として表示することはできるか。

また、表示できる場合、建設工事のどの時点から表示が可能となるのか。

答 問のような広告物については、自家広告物として必要な許可を受けて表示することができます。このことは、店舗等の完成後は当該広告物の表示内容に合致した営業活動の実施が確実視されるため、当該広告物は自家広告物の要件を満たすと考えられることによるものです。

なお、実際の建築工事の進捗との関係については、本体建築物の建設工事の着工の時点で表示が可能となります。このことは、当該広告物を自家広告物とすることの根拠が上述のとおりであるのに対し、本体建築物の建築工事の着工後は他の用途への転用が事実上困難と考えられることから、上述の根拠を担保できることによるものです。

問 6-11 セルフ式ガソリンスタンドに係る自家広告物において、野立広告等で「セルフ」の文字を表示する場合に、当該文字部分は自家広告物として許可申請及び許可の対象とすべきか。

答 いわゆるセルフ式のガソリンスタンドについては、消防法に基づき定められた給油取扱所設置基準において、「顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨」を、当該給油取扱所へ進入する際見やすい箇所へ表示することが義務付けられています。

従って、問のような広告物は茨城県屋外広告物条例（以下「条例」と略）第7条第1項第1号に規定する「法律の規定により表示する広告物」に該当するので、表示にあたり許可申請及び許可は不要です。

具体的には、当該ガソリンスタンドに係る自家広告物の許可申請は「セルフ」の文字部分を除いた面積により申請することとし、かつ、許可にあたっては当該文字部分を除いた面積により許可することとなります。

問 6-12 アパートやマンション、空き家等に「入居者募集中」、「分譲中」等と記載した看板を設置する場合、当該広告物は自家広告物に該当するか。

答 自己が所有または管理する物件に、入居者の募集等を行うための広告物を掲出するものについては、自家広告物として取り扱います。

問 6-13 工事現場等に建設業者等が設置する広告物は、自家広告物とみなしてよいか。

答 工事期間中に限り、自家広告物として取り扱います。

問 6-14 道路や公園の清掃や花壇の管理を行うボランティア団体等が設置する屋外広告物はどのように取り扱うか。

答 道路や公園等の清掃や除草、花壇の手入れなどの管理を行うボランティア団体等が、当該道路や公園、花壇などに設置する屋外広告物については、自家広告物として取り扱います。

問 6-15 道路沿道の飲食店等が、道路管理者から道路占用許可を得た上で道路上にオープンテラス等を設置する場合に、占用する道路上に設置する屋外広告物はどのように取り扱うか。

答 道路占用許可を得て道路上を飲食店等のスペースとして使用する場合、占用する道路上に設置する屋外広告物については、自家広告物として取り扱います。

なお、一日のうち一定の時間のみの表示であっても、それが継続的に一定の場所で行われる場合は、設置に当たって許可を受ける必要があります。

問 6-16 EV 充電設備の案内サインはどのように取り扱うか。

答 コンビニやホームセンター等の敷地内に設置される EV 充電設備の案内看板（「CHARGING POINT」等の標記のある青地の看板）については、当該充電設備自体をコンビニやホームセンター等から独立した 1 つの事業所とみなし、当該充電設備の案内看板は当該事業所（充電設備）の自家広告物として取り扱います。

そのため、禁止地域では 5 m²、許可地域では 10 m²までの表示であれば、設置に当たり許可は不要となります。

7 適用除外の取扱いについて ②その他の広告物

問 7-1 公職選挙法に基づく選挙運動のために表示する広告物は、禁止地域、禁止物件及び許可手続に関する規定の適用が除外されているが、選挙期間の終了後も引き続き適用除外となるか。

答 公職選挙法に基づく選挙運動のために表示する広告物は、県条例第7条第1項第3号により、禁止地域、禁止物件及び許可手続に関する規定の適用が除外されます。しかし、選挙期日の後は、他の屋外広告物と同様にこれらの規定が適用されます。従って、禁止地域内に表示されたものや、禁止物件を用いて表示されたもの、及び許可基準に適合しないものは、いずれも違反広告物に該当します。

問 7-2 県議会議員選挙の選挙期間（告示日～投票日前日）において、公職選挙法に基づく確認団体である政治団体が、政治活動のために（県選管の検印を受けて）表示する広告物は、屋外広告物条例第7条第1項第3号に規定する「選挙運動のために表示する広告物」には該当しないこととされている。

このことに関し、上述の広告物に実質的な選挙運動となる記載（「〇〇党の候補に投票を」等）があった場合は、選挙運動のために表示する広告物とみなして適用除外の対象とすることができるか。

（※注）確認団体が政治活動のために表示する広告物に「〇〇党の候補に投票を」等の記載を入れることについては、公職選挙法上は政治活動の一端として認められている。（選挙運動として脱法行為扱いされることはない）

答 問にあるような広告物は、以下の理由により、屋外広告物条例第7条第1項第3項に規定する「選挙運動のために表示する広告物」とみなすものとします。

- ①確認団体としての所定の手続を経た政治団体が表示する広告物であり、選挙の終了後は速やかに撤去されることが制度上予定されていることから、選挙期間以外の平常時における政治活動のための広告物とはその性質が異なること。
- ②公職選挙法上の取扱は政治活動関係広告物であるものの、実際には広告物を表示する者及び広告物を見る者の双方において、選挙運動の一環としての効果を期待することが想定されること。

問 7-3 県条例第 7 条第 2 項第 1 号で規定する「冠婚葬祭のため一時的に表示する広告物」について、政党等の政治団体が時局講演会等を開催する際にその会場の近辺に表示する開催告知用の広告物は該当するか。

答 県条例第 7 条第 2 項第 1 号で適用除外の一類型として規定する「一時的に表示する広告物等」については、県規則第 4 条第 4 項に基づき、表示の目的が冠婚葬祭や祭礼等であることが要件となっています。

従って、政党等の政治団体が時局講演会等を開催する際に、その会場の近辺に表示する開催告知用の広告物は、表示の目的が冠婚葬祭や祭礼等に該当しないことから県規則の規定には該当しませんので、表示にあたっては許可が必要となります。

問 7-4 県条例第 7 条第 6 項に規定する「その他の公共的又は公衆の利便に供する目的を持つ広告物等」の具体的な例は。(例：横断幕で全国大会出場等の内容は許可が必要か、また基準等は)

答 県条例第 7 条第 6 項による適用除外の基準は、県規則第 6 条第 2 号に規定しています。当該規定に該当する具体的な例としては、規則第 6 条第 2 号クの規定にある寄贈者名等の表示のほか、商店街や町内会が設置する案内地図看板等が考えられます。

なお、問にある横断幕については、実際の表示主体及び表示内容が多様であるため一律な判断は困難ですが、通常の場合では表示内容に該当する者の功績を宣伝するほか地域社会の意気高揚という公共的目的も併せ持つことから、標記の規定による許可に該当するものと考えられます。

また、県規則第 4 条第 6 項において県条例第 7 条第 2 項第 7 号に規定する適用除外の要件を以下のとおり定めていることから、当該規定に適合する広告物については、県条例第 7 条第 6 項及び県規則第 6 条第 2 号への適合に関係なく、禁止地域・許可地域のいずれにおいても許可不要で表示することができます。

(参考) 県規則第 4 条第 6 項で規定する適用除外の要件

(以下の要件を全て満たすことが必要)

- 1 表示の主体が、町内会、自治会、PTA、青少年育成団体、交通安全関連団体その他これらに類する団体であること。
- 2 表示の目的（表示内容）が、地域の安全その他地域社会の公益に資することであること。
- 3 一面の表示面積が 5 平方メートル以下であること。
- 4 信号機及び道路標識から 5 メートル以上離れていること。

問 7-5 指定管理者が管理している公の施設について表示する屋外広告物は、地方自治体が設置した広告物として取り扱うか。

答 指定管理者そのものは地方自治体ではないので、原則として許可が必要です。ただし、指定管理者が管理している公共施設について表示する屋外広告物が、設置に関して地方自治体が関与し、当該広告物の所有権が地方自治体に帰属するものであれば、地方自治体が表示する広告物とみなします。

問 7-6 公共施設等に団体名や商品名等を冠した通称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、命名権を取得した者からその対価を得るいわゆるネーミングライツの導入が進んでいるが、商標を含む施設名称等の表示はどのように取り扱うか。

答 公共施設等の内外の看板及び案内表示、道路案内標識等に施設名称等を表示する屋外広告は、その名称等が商標を含むものであっても、設置に関して国又は地方公共団体が関与し、当該広告物の所有権が国又は地方公共団体に帰属するものであれば、「国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物」（条例第7条第1項第2号）として禁止地域・禁止物件の規定の適用除外となり、設置に際して許可を得る必要はありません。

なお、名称に付随してロゴ等を表示する場合も同様です。

ただし、命名権を取得した民間企業や団体等が、その所有権が国又は地方公共団体に帰属しない屋外広告物を新規に設置する場合は、一般の屋外広告物と同様に取り扱います。

問 7-7 屋外広告物条例施行規則第6条第1号（近隣店舗案内広告）のエにいう「主要な道路」の定義、または現在指定されている道路はあるのか。

答 主要道路の判断にあたっては、次のものを「主要な道路」とします。

- （１）国道及び主要地方道
- （２）一般県道及び市町村道のうち、４車線道路または駅前通り等の特性を持っている道路で、市町村が県と協議の上で主要な道路として取り扱うこととしたもの。

問 7-8 近隣店舗等案内広告の許可基準である「店舗等が主要な道路に面していない」の判断基準について。

答 近隣店舗等案内広告の設置申請の際、「店舗等が主要な道路に面していない」かどうかを判断するにあたっては、当該店舗等の建築確認申請上の敷地（登記簿上の敷地ではない）が、主要な道路に接しているか否かで判断することとします。

ゴルフ場の場合、案内先の「店舗等」はクラブハウスを指すと解釈し、建築確認申請上のクラブハウスの敷地が主要な道路に接していなければ、「店舗等が主要な道路に面していない」ものとして近隣店舗等案内広告の設置を認めることも可能です。

なお、実際の判断にあたり、地図等による判断が困難な場合は、屋外広告物許可申請書にクラブハウスの建築確認申請書の写しを資料として添付させ、当該書類により判断する等の方法が考えられます。

問 7-9 野立広告の設置にあたっては、自家広告物等を除く広告物等相互間の距離を道路の沿線では 50m以上、鉄道の沿線では 100m以上空けることとされているが、近隣店舗等案内広告についても相互距離規制が適用されるか。

答 近隣店舗等案内広告の許可の基準では、他の広告物等との距離の規制を定めていないことから、近隣店舗等案内広告同士の間隔及び近隣店舗等案内広告と一般野立広告の間隔については、相互距離規制は適用されません。

問 7-10 近隣店舗等案内広告の記載内容として認められる「店舗等への案内誘導に係る事項」とは何か。

答 「店舗等への案内誘導に係る事項」とは、具体的には店舗等の名称、取扱商品（サービス）の種類、場所、距離、連絡先、営業日（休業日）、営業時間及びこれらに付随する最小限度の事項がこれにあたります。

これらは、公衆が店舗等の場所や営業内容、営業時間等を特定し、当該店舗等へ移動や連絡をするにあたって必要となる事項であり、表示することで公衆の利便性に資するともいえることから、近隣店舗案内広告として禁止地域等の規定の適用を除外するものです。

一方で、「セール中」、「激安」、「新装開店」等の標記や、取扱商品（サービス）の価格等、店舗等の積極的な営業宣伝を目的とすると判断される内容については、案内誘導に係る事項とはみなさないこととなります。

8 違反に対する措置、罰則等について

問 8-1 屋外広告物条例に違反した屋外広告物を設置すると、どのような措置を受けるか。

答 条例又は規則に違反する屋外広告物（違反広告物）を表示すると、次のような措置を受けます。

- ①勧告 違反広告物の改造、移転又は除却を行うよう、市町村長が勧告します。
- ②公表 勧告を受けた者が勧告内容に従わないときは、市町村長がその旨を公表します。
- ③是正命令 勧告を受けた者が、勧告内容に従わない旨を公表された後もなお勧告内容に従わないときは、市町村長が必要な措置を命令します。

問 8-2 屋外広告物条例に違反した屋外広告物を設置すると、どのような罰則があるか。

答 次の場合は、最高 100 万円の罰金刑に処せられます。

- ①違反広告物を表示したとき
- ②許可を受けずに屋外広告物を変更（改造）したとき
- ③許可期間満了後も屋外広告物を除去しなかったとき
- ④除去命令に従わなかったとき
- ⑤資料の提出を拒んだり、立入検査を妨害したとき
- ⑥屋外広告業の登録を受けた後に登録内容を変更し、変更内容を届け出なかったとき
- ⑦業務主任者を設置しなかったとき

また、次の場合は、最高 2 年の懲役刑または最高 100 万円の罰金刑に処せられます。

- ①登録を受けずに屋外広告業を営んだとき
- ②不正の手段（名義貸し等）により屋外広告業の登録を受けたとき
- ③営業停止命令に違反したとき

上記の刑事処分のほか、屋外広告物条例違反を行った屋外広告業者に対しては、営業停止または登録の取消し等の行政処分を行います。

また、違反に対する是正勧告を行っても違反が是正されない場合は、違反広告物の広告主や設置した業者名等を公表することがあります。

問 8-3 電柱等に無許可で貼られたはり紙や、無許可で設置された立看板等については、どのような措置があるか。

答 違反広告物のうち簡易なもの（はり紙、はり札、立看板及び広告旗）については、市町村の職員又は市町村長から委任を受けた自治会や民間ボランティア団体等が直接除却を行う場合があります。（簡易除却）

また、簡易除却に要した費用については、市町村から広告物の所有者に請求する場合があります。

問 8-4 屋外広告物法第7条第4項に基づく簡易除却の対象となる屋外広告物の範囲について、立看板等の一類型として「立看板に類似の形状で、屋外広告物となるパンフレットやチラシ等を掲出する物件」を規定しているが、これに対して、パンフレットを入れたビニール袋等を他の物件に固定して掲出するもの（いわゆるパンフレットホルダー）は簡易除却の対象になるか。

答 問のような広告物については、屋外広告物法第7条第4項に規定する「はり札等」に含まれますので、条例の規定に違反して表示されている場合は簡易除却の対象になります。

問 8-5 広告物自体は許可基準に適合しているが、高さが4mを超えるため、本来であれば建築基準法による工作物確認申請を要するにもかかわらず、当該申請を行っていない広告物について、いかに扱うべきか。

答 屋外広告物の設置にあたっては、屋外広告物条例のほか、建築基準法や道路法等による許可が必要な場合があり、設置者の責任において各法令に適合させ、必要な許可を受けたうえで設置していただく必要があります。

屋外広告物条例による許可を受けても、他法令に違反する場合は結局設置出来ないこととなりますので、屋外広告物の設置にあたり必要な許可を取得していない場合は、各法令の担当部局に相談して指示を受けてください。

9 その他

問 9-1 屋外広告物の更新許可申請はいつから可能か。

答 更新許可申請は、許可期間満了日の3か月前から受け付けることとします。
ただし、許可期間が1月以内の広告物については、1か月前からとします。

問 9-2 施設の敷地内に屋外広告物を新たに設置するにあたり、敷地内の既設の自家広告物と許可の期間を合わせるため、許可期間の終期を指定して設置許可を受けたいが、可能か。

答 問のような取り扱いは可能です。
許可申請書に希望の期間を記載し、理由欄に期間短縮の理由も記載して下さい。
ただし、規則で定める許可期間の上限を超える期間は指定できません。
また、許可期間を短縮して許可を受ける場合であっても、許可手数料については、許可事務の費用弁償として徴収する性質上、減額はありません。

問 9-3 令和3年10月1日から、屋外広告物設置許可の更新の際に、高さが4mを超える広告塔・広告板については、屋外広告士、屋外広告物点検技能講習修了者、建築士（一級・二級・木造）又は特種電気工事資格者（ネオン工事に係る者に限る）のいずれかが点検を行い、「屋外広告物安全点検報告書」を作成して提出することとなるが、「高さが4mを超える広告塔・広告板」に該当するか否かはどのように判断すればよいか。

答 「高さが4mを超える広告塔・広告板」とは、建築基準法上、その設置にあたり確認申請を要する広告物のことを指し、高さの判定等は建築基準法の基準に従います。

問 9-4 屋外広告物の更新許可申請の際に、「屋外広告物安全点検報告書」の提出が必要となるが、点検はいつ行えばよいか。

答 屋外広告物の更新許可申請に添付する「屋外広告物安全点検報告書」については、直前の許可期間内に点検を実施した上で作成した物であれば有効と認められます。
その際、「屋外広告物安全点検報告書」の作成日は、実際に点検を実施した日として下さい。
また、広告物の現況写真については、点検とは別に申請の日の前3か月以内に撮影したものを提出して下さい。

問 9-5 高さが4 mを超える広告塔・広告板等の安全点検を行うために必要な資格のうち、「屋外
広告物点検技能講習を修了した者」について、点検技能講習はどこで受けられるのか。

答 「屋外広告物点検技能講習」は、公益目的事業として、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会
及び公益社団法人日本サイン協会が実施するものです。

具体的な講習の日程や実施場所については、各実施主体のホームページ等でご確認ください。

